

第8期 決 算 公 告

平成19年6月28日

東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
イーバンク銀行株式会社
代表取締役社長 松尾泰一

連 結 貸 借 対 照 表 (平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	80,312	預金	482,697
買入金銭債権	28,294	その他負債	9,740
金銭の信託	83,496	賞与引当金	123
有価証券	313,330	負 債 の 部 合 計	492,561
外国為替	1,671	(純資産の部)	
その他資産	8,697	資本金	32,335
有形固定資産	832	利益剰余金	△642
建物	131	自己株式	△113
その他の有形固定資産	700	株主資本合計	31,579
無形固定資産	6,299	その他有価証券評価差額金	△1,724
ソフトウェア	4,567	評価・換算差額等合計	△1,724
ソフトウェア仮勘定	1,726	少数株主持分	293
その他の無形固定資産	5		
繰延税金資産	30		
貸倒引当金	△255	純 資 産 の 部 合 計	30,148
資 産 の 部 合 計	522,709	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	522,709

(連結計算書類の作成方針)

1. 連結の範囲に関する事項
 - ①連結される子会社及び子法人等 2社
会社名
イーバンクシステム株式会社
eBANK Capital Management (Cayman) Ltd.
 - ②非連結の子会社及び子法人等
該当事項はありません。
2. 持分法の適用に関する事項
 - ①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 1社
会社名
栄光債権回収株式会社
なお、前連結会計年度まで持分法の適用の範囲に含めておりました株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズは、売却により当連結会計年度から持分法の対象から除外しております。
 - ②持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当事項はありません。
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。
4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結される子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
5. のれんの償却に関する事項
該当事項はありません。
6. 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(連結貸借対照表の注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
なお、当連結会計年度末は、残高はありません。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：8年～50年
動産：3年～20年
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
8. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

11. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. 重要なヘッジ会計の方法
為替変動リスク・ヘッジ
- ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
・ヘッジ手段…為替予約
・ヘッジ対象…外貨建有価証券
- ③ヘッジ方針
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
13. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
14. 関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）
114百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額 535百万円
16. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
17. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券56,896百万円、信用状発行の担保として、預け金2,000百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は240百万円であります。
18. 1株当たりの純資産額 50,149円53銭
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。
19. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。以下22.まで同様であります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	562	436	△126	—	126
債券	254,436	253,112	△1,323	42	1,365
国債	221,740	220,760	△980	18	998
社債	32,696	32,352	△343	23	367
その他	23,042	22,896	△145	174	320
合計	278,041	276,445	△1,595	216	1,812

なお、上記の評価差額のうち△1,721百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」といいます。)しております。

なお、当連結会計年度の減損処理額は286百万円であります。また、時価が取得価格に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

20. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	40,433	2,086	77

21. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	606
非上場外国証券	149
事業債	35,416
みなし有価証券	524
優先出資証券	72
信託受益権(買入金銭債権)	28,294

22. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	118,504	58,479	22,170	89,374
国債	99,914	39,252	17,565	64,028
社債	18,590	19,226	4,605	25,346
その他	445	19,506	12,895	12,751
合計	118,949	77,985	35,066	102,126

なお、住宅金融公庫債券(貸付債権担保S種及び貸付債権担保)は償還金額が確定できないため、10年超に表示しております。

23. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	83,496	401

24. 連結自己資本比率(国内基準) 6.23%

なお、当連結会計年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

25. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ、表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は29,854百万円であります。

- (2) 純額で「繰延ヘッジ損失」(又は「繰延ヘッジ利益」)として「その他資産」(又は「その他負債」)に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

なお、当連結会計年度末は、残高はありません。

- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

- (4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

- (5) 「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

- ① これにより、従来の「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「その他有形固定資産」として表示しております。

また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。

- ② 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として、また「ソフトウェア仮払金」については「無形固定資産」中の「ソフトウェア仮勘定」として表示しております。

26. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。
27. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。
28. 「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。
29. 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。
30. スtock・オプション等関係
 (1) スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

① スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成12年9月26日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3名、従業員20名
株式の種類及び付与数	普通株式 3,660株
付与日	平成12年10月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成14年10月13日 至 平成22年9月26日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成13年2月22日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役2名、従業員9名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,750株
付与日	平成13年3月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成15年3月13日 至 平成23年2月22日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成13年6月18日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役5名
株式の種類及び付与数	普通株式 4,300株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成13年8月20日 至 平成23年6月18日

会社名	提出会社
決議年月日	平成13年6月18日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員23名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,530株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成15年8月20日 至 平成23年6月18日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成13年9月10日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員9名
株式の種類及び付与数	普通株式 230株
付与日	平成13年9月26日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成15年9月26日 至 平成23年9月10日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役4名、従業員5名
株式の種類及び付与数	普通株式 3,400株
付与日	平成14年10月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成14年10月31日 至 平成24年6月20日

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員71名
株式の種類及び付与数	普通株式 4,000株
付与日	平成14年9月30日、平成15年1月6日、平成15年3月31日及び平成15年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成16年9月30日 至 平成24年6月20日、 自平成17年1月6日 至 平成24年6月20日、 自平成17年3月31日 至 平成24年6月20日及び 自平成17年6月18日 至 平成24年6月20日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成 14 年 6 月 20 日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 1 名、アドバイザー・コミッティーメンバー 6 名、コンサルタント 1 名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,600 株
付与日	平成 15 年 5 月 30 日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成 15 年 5 月 30 日 至 平成 24 年 6 月 20 日

会社名	提出会社
決議年月日	平成 14 年 6 月 20 日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 4 名、従業員 5 名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,000 株
付与日	平成 15 年 6 月 18 日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成 15 年 6 月 18 日 至 平成 24 年 6 月 20 日

会社名	提出会社
決議年月日	平成 15 年 6 月 19 日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 5 名、従業員 2 名
株式の種類及び付与数	普通株式 8,000 株
付与日	平成 16 年 3 月 31 日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成 16 年 3 月 31 日 至 平成 25 年 6 月 19 日

会社名	提出会社
決議年月日	平成 15 年 6 月 19 日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数 (名)	従業員 94 名
株式の種類及び付与数	普通株式 3,940 株
付与日	平成 15 年 11 月 28 日、平成 16 年 2 月 29 日及び平成 16 年 6 月 18 日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成 17 年 11 月 28 日 至 平成 25 年 6 月 19 日、 自 平成 18 年 2 月 29 日 至 平成 25 年 6 月 19 日及び 自 平成 18 年 6 月 18 日 至 平成 25 年 6 月 19 日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成 16 年 6 月 24 日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 1 名
株式の種類及び付与数	普通株式 150 株
付与日	平成 16 年 11 月 30 日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成 16 年 11 月 30 日 至 平成 26 年 6 月 24 日

会社名	提出会社
決議年月日	平成 16 年 6 月 24 日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数 (名)	コンサルタント 3 名
株式の種類及び付与数	普通株式 330 株
付与日	平成 17 年 1 月 31 日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成 17 年 1 月 31 日 至 平成 26 年 6 月 24 日

会社名	提出会社
決議年月日	平成 16 年 6 月 24 日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 9 名、コンサルタント 2 名
株式の種類及び付与数	普通株式 7,420 株
付与日	平成 17 年 2 月 10 日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成 17 年 2 月 10 日 至 平成 26 年 6 月 24 日

会社名	提出会社
決議年月日	平成 16 年 6 月 24 日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数 (名)	コンサルタント 1 名
株式の種類及び付与数	普通株式 100 株
付与日	平成 17 年 3 月 31 日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成 17 年 3 月 31 日 至 平成 26 年 6 月 24 日

会社名	提出会社
決議年月日	平成 16 年 6 月 24 日株主総会決議⑤
付与対象者の区分及び人数 (名)	従業員 28 名
株式の種類及び付与数	普通株式 710 株
付与日	平成 16 年 10 月 20 日、平成 16 年 11 月 30 日及び平成 17 年 1 月 31 日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成 18 年 10 月 20 日 至 平成 26 年 6 月 24 日、 自 平成 18 年 11 月 30 日 至 平成 26 年 6 月 24 日及び 自 平成 19 年 1 月 31 日 至 平成 26 年 6 月 24 日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成 16 年 6 月 24 日株主総会決議⑥
付与対象者の区分及び人数 (名)	従業員 6 名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,050 株
付与日	平成 17 年 2 月 10 日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成 19 年 2 月 10 日 至 平成 26 年 6 月 24 日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議⑦
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員59名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,240株
付与日	平成17年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成19年3月31日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役13名、従業員54名、コンサルタント3名
株式の種類及び付与数	普通株式 8,460株
付与日	平成17年8月15日及び平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成19年8月15日 至 平成27年6月29日及び 自平成19年11月15日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,000株
付与日	平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成17年11月15日 至 平成27年6月29日

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員31名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,040株
付与日	平成18年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成20年3月31日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員1名
株式の種類及び付与数	普通株式 500株
付与日	平成18年5月1日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成20年5月1日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年3月6日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名、監査役2名、従業員1名
株式の種類及び付与数	普通株式 500株
付与日	平成18年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成18年3月31日 至平成28年3月6日

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年3月6日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	監査役2名、従業員13名
株式の種類及び付与数	普通株式 500株
付与日	平成18年3月31日、平成18年7月5日及び平成19年3月5日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成20年3月31日 至平成28年3月6日、 自平成20年7月5日 至平成28年3月6日及び 自平成21年3月5日 至平成28年3月6日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年6月9日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役9名、監査役2名、従業員163名
株式の種類及び付与数	普通株式 5,920株
付与日	平成19年3月5日及び平成19年3月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成21年3月5日 至平成28年6月9日及び 自平成21年3月30日 至平成28年6月9日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年6月9日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役8名、従業員2名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,000株
付与日	平成19年3月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成19年3月30日 至平成28年6月9日

※ 「新株予約権割当契約書」の権利行使条件

- (1) 行使請求期間にかかわらず、新株予約権者は、当行の株券が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」といいます。）され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場の前に、当行が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当行を解散会社とする合併が行われる場合、又は当行が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、当行の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できません。
- (2) 新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役を任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。

- (3) 新株予約権の発行時において当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (4) 新株予約権の発行時において当行のアドバイザーコミッティーメンバー又は当行コンサルタントであった対象者は、新株予約権の行使時において当行のアドバイザーコミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行のアドバイザーコミッティーメンバー又は当行コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使することについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (5) 新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができます(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければなりません)。
- ① 新株予約権発行の日の2年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の1までについて権利を行使することができます。
 - ② 新株予約権発行の日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができます。
 - ③ 新株予約権発行の日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の3までについて権利を行使することができます。
 - ④ 新株予約権発行の日の5年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のすべてについて権利を行使することができます。
- (6) 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- (7) 新株予約権者は、新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間(1月1日から12月31日まで)金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。
- (8) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

(イ) ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年9月26日 株主総会決議	平成13年2月22日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議①	平成13年6月18日 株主総会決議②	平成13年9月10日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議①
権利確定前						
期首(株)	2,410	1,280	—	830	10	—
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	2,410	1,280	—	830	10	—
権利確定後						
期首(株)	—	—	3,875	—	—	3,280
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	250
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	—	3,875	—	—	3,030

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日 株主総会決議②	平成14年6月20日 株主総会決議③	平成14年6月20日 株主総会決議④	平成15年6月19日 株主総会決議①	平成15年6月19日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議①
権利確定前						
期首(株)	1,610	—	—	—	3,310	—
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	40	—	—	—	300	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	1,570	—	—	—	3,010	—
権利確定後						
期首(株)	—	2,600	2,000	7,770	—	150
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	50	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	2,600	2,000	7,720	—	150

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議③	平成16年6月24日 株主総会決議④	平成16年6月24日 株主総会決議⑤	平成16年6月24日 株主総会決議⑥	平成16年6月24日 株主総会決議⑦
権利確定前						
期首(株)	—	—	—	650	2,000	1,100
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	20	400	20
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—	630	1,600	1,080
権利確定後						
期首(株)	330	7,420	100	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	330	7,420	100	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議①	平成17年6月29日 株主総会決議②	平成17年6月29日 株主総会決議③	平成17年6月29日 株主総会決議④	平成18年3月6日 株主総会決議①	平成18年3月6日 株主総会決議②
権利確定前						
期首(株)	8,380	—	1,040	—	—	290
付与(株)	—	—	—	500	—	210
失効(株)	380	—	360	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	8,000	—	680	500	—	500
権利確定後						
期首(株)	—	2,000	—	—	450	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	2,000	—	—	450	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年6月9日 株主総会決議①	平成18年6月9日 株主総会決議②
権利確定前		
期首(株)	—	—
付与(株)	5,920	2,000
失効(株)	—	—
権利確定(株)	—	2,000
未確定残(株)	5,920	—
権利確定後		
期首(株)	—	—
権利確定(株)	—	2,000
権利行使(株)	—	—
失効(株)	—	—
未行使残(株)	—	2,000

(ロ)単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年9月26日 株主総会決議	平成13年2月22日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議①	平成13年6月18日 株主総会決議②	平成13年9月10日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議①
権利行使価格(円)	60,000	65,000	71,500	65,000	65,000	82,500
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日 株主総会決議②	平成14年6月20日 株主総会決議③	平成14年6月20日 株主総会決議④	平成15年6月19日 株主総会決議①	平成15年6月19日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議①
権利行使価格(円)	75,000	82,500	82,500	75,000	75,000	88,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議③	平成16年6月24日 株主総会決議④	平成16年6月24日 株主総会決議⑤	平成16年6月24日 株主総会決議⑥	平成16年6月24日 株主総会決議⑦
権利行使価格(円)	88,000	100,000	140,000	88,000	100,000	140,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議①	平成17年6月29日 株主総会決議②	平成17年6月29日 株主総会決議③	平成18年3月6日 株主総会決議①	平成18年3月6日 株主総会決議②
権利行使価格(円)	150,000	150,000	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議④	平成18年3月6日 株主総会決議②	平成18年6月9日 株主総会決議①	平成18年6月9日 株主総会決議②
権利行使価格(円)	200,000	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

(2)ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度に付与されたストック・オプションの単価は、未公開企業であるため単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。

なお、本源的価値を算出するための基礎となった、算定時点における自社の株式の評価額は、割引キャッシュ・フロー法によっております。

(3)ストック・オプションの単位当たり本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一百万円

②当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 一百万円

(注)上記(2)、(3)については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)に基づき会社法施行日以後に付与されたストック・オプションについて記載の対象としております。

連結損益計算書

〔 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 〕

(単位：百万円)

科 目	金額	
経常収益		13,709
資金運用収益	3,963	
有価証券利息配当金	2,961	
コールローン利息	142	
預け金利息	40	
その他の受入利息	819	
役務取引等収益	6,286	
その他業務収益	1,715	
その他経常収益	1,744	
経常費用		14,253
資金調達費用	2,092	
預金利息	2,092	
役務取引等費用	1,748	
その他業務費用	237	
営業経費	9,224	
その他経常費用	950	
経常損失		544
特別利益		240
貸倒引当金戻入益	153	
関係会社株式売却益	87	
特別損失		154
固定資産処分損	154	
税金等調整前当期純損失		457
法人税、住民税及び事業税		12
法人税等調整額		△11
少数株主損失		56
当期純損失		403

(連結損益計算書の注記)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 1株当たりの当期純損失金額 677円18銭
- 「その他経常費用」には、株式等償却286百万円を含んでおります。

第8期 決算 公 告

平成19年 6 月28日

東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
イーバンク銀行株式会社
代表取締役社長 松尾泰一

貸 借 対 照 表 (平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	80,180	預金	483,130
現金	2	普通預金	152,433
預け金	80,178	定期預金	327,193
買入金銭債権	28,294	その他の預金	3,503
金銭の信託	83,496	その他負債	9,736
有価証券	313,680	未決済為替借	1,853
国債	220,760	未払法人税等	25
社債	67,768	未払費用	3,867
株式	1,457	前受収益	1,343
その他の証券	23,693	未払金	989
外国為替	1,671	金融派生商品	1,335
外国他店預け	1,671	その他の負債	321
その他資産	8,564	賞与引当金	108
未決済為替貸	1,836	負債の部合計	492,976
前払費用	293	(純資産の部)	
未収収益	1,169	資本金	32,335
金融派生商品	1,862	利益剰余金	△637
還付未収源泉税	451	その他利益剰余金	△637
その他の資産	2,950	繰越利益剰余金	△637
有形固定資産	742	株主資本合計	31,697
建物	85	その他有価証券評価差額金	△1,724
その他の有形固定資産	656	評価・換算差額等合計	△1,724
無形固定資産	6,573		
ソフトウェア	4,728		
ソフトウェア仮勘定	1,839		
その他の無形固定資産	5		
貸倒引当金	△255	純資産の部合計	29,972
資産の部合計	522,948	負債及び純資産の部合計	522,948

(貸借対照表の注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
なお、当期末は、残高はありません。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：8年～50年
動産：3年～20年
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
8. 外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. ヘッジ会計の方法
為替変動リスク・ヘッジ
①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
②ヘッジ手段とヘッジ対象
・ヘッジ手段…為替予約
・ヘッジ対象…外貨建有価証券
③ヘッジ方針
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。
④ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
13. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
14. 関係会社の株式総額 465百万円
15. 関係会社に対する金銭債権総額 360百万円
16. 関係会社に対する金銭債務総額 1,203百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額 520百万円
18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
19. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券56,896百万円、信用状発行の担保として、預け金2,000百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は169百万円であります。
20. 1株当たりの純資産額 50,258円30銭
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。

21. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。以下24.まで同様であります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	562	436	△126	—	126
債券	254,436	253,112	△1,323	42	1,365
国債	221,740	220,760	△980	18	998
社債	32,696	32,352	△343	23	367
その他	23,042	22,896	△145	174	320
合計	278,041	276,445	△1,595	216	1,812

なお、上記の評価差額のうち△1,721百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理(以下「減損処理」といいます。)しております。

なお、当期の減損処理額は286百万円であります。また、時価が取得価格に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

22. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	40,433	2,126	77

23. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	130
関連法人等株式	335
その他有価証券	
非上場株式	606
非上場外国証券	149
事業債	35,416
みなし有価証券	524
優先出資証券	72
信託受益権(買入金銭債権)	28,294

24. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	118,504	58,479	22,170	89,374
国債	99,914	39,252	17,565	64,028
社債	18,590	19,226	4,605	25,346
その他	445	19,506	12,895	12,751
合計	118,949	77,985	35,066	102,126

なお、住宅金融公庫債券(貸付債権担保S種及び貸付債権担保)は償還金額が確定できないため、10年超に表示しております。

25. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	83,496	401

26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	4,195	百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	103	
税務上の繰延資産の減価償却超過額	43	
未払事業税	8	
賞与引当金	44	
前受収益	340	
その他有価証券評価差額金	701	
その他	52	
繰延税金資産小計	5,490	
評価性引当額	△5,490	
繰延税金資産合計	—	

27. 単体自己資本比率（国内基準） 6.15%

なお、当事業年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

28. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等に区分のうえ、表示しております。
なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は29,972百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「当期末処理損失」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 純額で「繰延ヘッジ損失」（又は「繰延ヘッジ利益」）として「その他資産」（又は「その他負債」）に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
なお、当期末は、残高はありません。
- (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
 - ① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「その他有形固定資産」に区分表示しております。
 - ② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。
 - ③ 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」に区分表示し、「ソフトウェア仮払金」は、「無形固定資産」中の「ソフトウェア仮勘定」として表示しております。

29. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響はありません。

30. 「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日）が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響はありません。

31. 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第21号平成18年9月8日）が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響はありません。

損益計算書

〔 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		13,590
資金運用収益	3,963	
有価証券利息配当金	2,961	
コールローン利息	142	
預け金利息	40	
その他の受入利息	819	
役務取引等収益	6,236	
受入為替手数料	1,305	
その他の役務収益	4,930	
その他業務収益	1,715	
国債等債券売却益	626	
金融派生商品収益	1,089	
その他経常収益	1,675	
株式等売却益	1,499	
その他の経常収益	175	
経常費用		13,958
資金調達費用	2,092	
預金利息	2,092	
役務取引等費用	1,748	
支払為替手数料	645	
その他の役務費用	1,102	
その他業務費用	237	
外国為替売買損	169	
国債等債券売却損	67	
営業経費	9,009	
その他経常費用	870	
株式等売却損	10	
株式等償却	286	
金銭の信託運用損	539	
その他の経常費用	34	
経常損失		368
特別利益		290
貸倒引当金戻入益	153	
関係会社株式売却益	137	
特別損失		156
固定資産処分損	156	
税引前当期純損失		234
法人税、住民税及び事業税		2
当期純損失		236

(損益計算書の注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引による収益
 - 資金運用取引に係る収益総額 16百万円
 - 役員取引等に係る収益総額 0百万円
 - その他業務・その他経常取引に係る収益総額 一百万円
 - その他の取引に係る収益総額 一百万円
- 関係会社との取引による費用
 - 資金調達取引に係る費用総額 0百万円
 - 役員取引等に係る費用総額 一百万円
 - その他業務・その他経常取引に係る費用総額 308百万円
 - その他の取引に係る費用総額 一百万円
3. 1株当たりの当期純損失金額 397円30銭
4. 従来は損益計算書の末尾において当期未処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これにともない、利益処分計算書は当期より作成していません。
5. 関連当事者との取引
 - (1)親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

(2)子会社・子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	当期末 残高
子会社	イーバンク システム株式会社	所有 直接 53.3%	役員の兼任	ソフトウェア 開発の委託 (注1)	3,795	未払金及び 未払費用	770

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 ソフトウェア開発の委託の価格及びその他の取引条件は、当行と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

2 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(3)兄弟会社等

該当事項はありません。